

南箕輪村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和8年4月

1 目的

南箕輪村住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、南箕輪村耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）において定められた目標の達成に向け、住宅の耐震化をより積極的に推進することを目的として策定する。

2 位置付け

本プログラムは、促進計画の別紙として、促進計画に定めた耐震化率の目標を達成するため、住宅耐震化に関する緊急的な取組方針を定めるものである。

3 計画期間

促進計画の計画期間と整合させ、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。なお、以降は促進計画の改定に合わせて延長する。

4 対象建築物

建築基準法（昭和25年法律第20号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に着工された個人が所有する木造在来工法の住宅（以下「木造住宅」という。）とする。

5 取組内容

（1）木造住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

・対象となる木造住宅の所有者に対し、住宅耐震化の必要性及び耐震化への支援制度等の情報提供をダイレクトメール等で行う。

（2）耐震診断実施者に対する耐震化促進

・南箕輪村住宅耐震診断事業による耐震診断実施者に対して、耐震改修工事実施の提案を行う。

・過去に耐震診断（簡易耐震診断含む）を実施し、現在に至るまで住宅の耐震化を実施していない所有者に対しても、ダイレクトメール等により耐震改修を促す。

(3) 住民への普及・啓発

- ・広報誌等により耐震改修の必要性を周知する。また、耐震に関するリーフレットを配布する。
- ・年に1回、一般の住民を対象とした説明会を行う。

(4) 関係機関・団体等との連携

- ・県や関係団体等が実施する改修事業者の技術力向上に向けた講習会等の情報提供をする。
- ・村と長野県建築士事務所協会や村内事業者等との連携を図りながら耐震化促進に係る活動を促進し、対象となる住宅の所有者が容易に耐震化を進めることができる体制を整えるため、耐震改修事業者リストを公表する。

6 令和7年度の目標

(1) 財政的支援

耐震診断費補助件数 10件

耐震改修工事費補助件数 5件

(2) 普及啓発等

チラシ等による周知及び耐震診断実施者へダイレクトメール等による耐震化促進